

7 収支計算書（資金ベース）

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予 算 額 (補正後)	決 算 額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	19,438,012	19,358,337	79,675	
基本財産利息収入	15,438,012	15,451,488	△ 13,476	
基本財産優先出資配当金	4,000,000	3,906,849	93,151	
② 特定資産運用収入	621,680	622,721	△ 1,041	
特定資産利息収入	621,680	622,721	△ 1,041	
③ 補助金収入	1,908,000	1,908,000	0	
補助金収入	1,908,000	1,908,000	0	
④ 負担金収入	11,950,000	11,949,000	1,000	
負担金収入	11,950,000	11,949,000	1,000	
⑤ 貸与奨学金返還収入	1,665,720	1,658,160	7,560	
貸与奨学金返還収入	1,638,000	1,638,000	0	
貸与奨学金利息収入	27,720	20,160	7,560	
⑥ 寄付金収入	171,000	174,005	△ 3,005	
寄付金収入	171,000	174,005	△ 3,005	
⑦ 雑収入	596,000	890,137	△ 294,137	
優先出資配当金収入	375,000	375,000	0	
受取利息収入	1,000	137	863	
雑収入	120,000	420,000	△ 300,000	
事務費等受託収入	100,000	95,000	5,000	
事業活動収入計	36,350,412	36,560,360	△ 209,948	
2 事業活動支出				
① 事業費支出				
(1) マダイ栽培事業費支出	17,663,000	17,555,339	107,661	
種苗購入費支出	6,272,000	6,272,000	0	
中間育成費支出	5,854,000	5,854,000	0	
港内等飼付け費支出	4,677,000	4,656,716	20,284	
マダイ栽培推進費支出	860,000	772,623	87,377	
(2) 栽培漁業推進助成事業費支出	9,305,000	9,315,655	△ 10,655	
特定幼稚魚配布助成金支出	6,970,000	6,970,000	0	
特定幼稚魚育成対策助成金支出	755,000	755,000	0	
地域定着型魚種栽培推進助成事業費支出	1,330,000	1,330,000	0	
特定幼稚魚育成推進費支出	250,000	260,655	△ 10,655	
(3) 栽培漁業啓発推進事業費支出	820,000	825,890	△ 5,890	
(4) 栽培漁業研究開発事業費支出	500,000	500,000	0	
(5) 栽培漁業集中放流事業費支出	10,100,000	10,109,000	△ 9,000	
(6) 担い手育成支援事業費支出	1,220,500	1,083,078	137,422	
就漁奨学金貸与事業費支出	0	0	0	
新規漁業就業者支援事業費支出	1,020,500	994,920	25,580	
研修事業費支出	200,000	88,158	111,842	
(7) 漁場環境保全活動助成事業費支出	5,213,000	4,962,970	250,030	
保全活動助成金支出	5,013,000	4,891,000	122,000	
保全活動推進費支出	200,000	71,970	128,030	
(8) 観光漁業助成事業費支出	500,000	500,000	0	
(9) 組織強化支援事業費支出	100,000	100,000	0	

科 目	予 算 額 (補正後)	決 算 額	増 減	備 考
(10) 漁業後継者育成事業費支出	150,000	56,520	93,480	
漁業後継者研修事業助成金支出	150,000	56,520	93,480	
(11) 瀬戸内ブランド販売支援事業費支出	1,200,000	1,489,980	△ 289,980	
事業費支出計	46,771,500	46,498,432	273,068	
② 管理費支出				
役員報酬支出	4,300,000	4,300,000	0	
給料手当支出	4,255,000	4,225,800	29,200	
役員退任慰労金支出	1,700,000	1,700,000	0	
福利厚生費支出	934,000	847,419	86,581	
会議費支出	500,000	202,460	297,540	
旅費交通費支出	1,100,000	754,215	345,785	
通信運搬費支出	210,000	186,990	23,010	
消耗品費支出	220,000	71,926	148,074	
印刷製本費支出	250,000	220,115	29,885	
光熱水料費支出	200,000	151,883	48,117	
賃借料支出	1,055,000	1,043,916	11,084	
施設管理費支出	182,000	172,563	9,437	
火災保険料支出	35,000	35,050	△ 50	
租税公課支出	211,000	211,000	0	
支払負担金支出	199,000	104,400	94,600	
支払手数料支出	38,000	20,008	17,992	
雑支出	600,000	310,012	289,988	
管理費支出計	15,989,000	14,557,757	1,431,243	
事業活動支出計	62,760,500	61,056,189	1,704,311	
事業活動収支差額	△ 26,410,088	△ 24,495,829	△ 1,914,259	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
② 特定資産取崩収入	26,900,000	26,900,000	0	
役員退任慰労引当資産取崩収入	1,700,000	1,700,000	0	
栽培漁業等積立資産取崩収入	18,700,000	18,700,000	0	
担い手育成支援資産取崩収入	1,500,000	1,500,000	0	
漁場環境保全活動資産取崩収入	5,000,000	5,000,000	0	
投資活動収入計	26,900,000	26,900,000	0	
2 投資活動支出				
① 特定資産取得支出	3,116,000	3,216,000	△ 100,000	
役員退職慰労引当資産取得支出	1,053,000	1,153,000	△ 100,000	
退職給付引当資産取得支出	305,000	305,000	0	
担い手育成支援資産取得支出	1,758,000	1,758,000	0	
投資活動支出計	3,116,000	3,216,000	△ 100,000	
投資活動収支差額	23,784,000	23,684,000	100,000	
III 予備費支出				
予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	△ 2,626,088	△ 811,829	△ 1,814,259	
前期繰越収支差額	5,086,813	5,086,813	0	
次期繰越収支差額	2,460,725	4,274,984	△ 1,814,259	

8 収支計算書に対する注記

1 資金の範囲

現金預金, 仮払金, 未払金及び預り金などの「現金預金及び短期債権債務」とする。

なお, 前期末及び当期末残高は, 下記2 に記載するとおりである。

2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位:円)

科目	前期末残高	当期末残高
預金	5,344,043	4,425,733
合計	5,344,043	4,425,733
未払金	55,540	0
預り金	201,690	150,749
合計	257,230	150,749
次期繰越収支差額	5,086,813	4,274,984

監査報告書

公益財団法人広島県漁業振興基金

理事長 福本 悟 様

令和 2 年 4 月 13 日

監 事 吉川 宏夫 ⑩

監 事 野田 秀明 ⑩

私たち監事は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について検討しました。

2 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

ア 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当基金の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、当基金の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。